

予防

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

3つの確かめ、5つの心得

3つの確かめ	<ol style="list-style-type: none">1 消火器具の置き場所はどこか。2 火事をどのように知らせるか。3 一番近い非常口や避難階段はどこか。
5つの心得	<ol style="list-style-type: none">1 老人、子供、病人は出入口付近に寝かせる。2 体の不自由な人や子供だけを残して外出しない。3 万一に備え消火器具を準備する。4 煙を吸わないようにハンカチ等を口に、姿勢は低く。5 いったん避難したら絶対に戻らない。

広報・訓練・指導

1 火災予防運動

防火思想の普及啓発を図るため、春と秋の火災予防運動を実施するとともに、貴重な文化財を火災から守るための文化財防火デー、危険物の安全管理を図るための危険物安全週間の実施など、会社、工場などに防火と人命の安全確保について呼びかけ、市民との協働による実効的な防災態勢の構築に努めています。

危険物安全週間	……………	令和7年6月8日～6月14日
秋季全国火災予防運動	……………	令和7年11月9日～11月15日
文化財防火デー	……………	令和8年1月26日
春季全国火災予防運動	……………	令和8年3月1日～3月7日

令和7年度

令和7年秋季全国火災予防運動	令和8年春季全国火災予防運動
重点推進項目	重点推進項目
1) 地震火災対策の推進	1) 住宅防火対策の推進
2) 住宅防火対策の推進	2) 地震火災対策の推進
3) 林野火災予防対策の推進	3) 林野火災予防対策の推進
推進項目	推進項目
1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底	1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
2) リチウムイオン電池など製品火災の発生防止に向けた取組みの推進	2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底	3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進	4) 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化
6) 放火火災防止対策の推進	5) 放火火災防止対策の推進

※令和8年3月1日から「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令する制度が始まりました。

2 広報活動

火災発生原因の大部分は、火気を取り扱う時のちょっとした不注意によるものです。市民一人ひとりが火災予防を心がけることによって、火災のほとんどを防ぐことができます。

本市においては、春と秋の火災予防運動実施期間を中心に防火講座、消火・避難訓練、街頭広報等を実施し、防火知識の普及と防火意識の高揚を図り、広報紙「広報かけがわ」、SNSなどでも火災予防を積極的に呼び掛けています。

3 指導状況

火災が発生した場合、火災初期の段階での対応がその後の被害の大きさを決定付けることは、過去の事例を見ても明らかで、火災という異常事態の中で迅速かつ的確な行動をとることができるようにするためには、火災時の一連の活動を繰り返して行い、体に覚えさせておくことが大切です。

学校や事業所に対しては訓練用水消火器を使った初期消火訓練、スモークマシンによる煙避難体験など訓練指導を行っています。

幼稚園と保育園では幼年消防クラブを結成しています。幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取り扱い方を習得することや、消防の仕事を理解することにより火遊び等による火災の抑止を図り、集団活動、社会活動により人間形成を行うことを目的として平成2年3月から6園により発足し、令和8年4月1日現在17園で結成されており花火教室などで火災予防の勉強を行っています。

(令和7年度)

項目	総数		対象物等		学校等 幼稚園等	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員
計	125	9861	34	2003	91	7858
防火講座・施設見学	36	1710			36	1710
消火・避難訓練	63	5996	34	2003	29	3993
花火教室	26	2155			26	2155

4 広報

(令和7年度)

項目	実施状況	備考
防火ポスターの展示	市内小中学校児童生徒の応募作品中入賞作品	応募作品 153点
広報車による広報	火災予防運動期間と空気が乾燥している時の火災予防広報	
広報誌等による広報	防火イベントは「広報かけがわ」に掲載 火災予防の啓発活動については「SNS及び掛川市公式ホームページ」及び「JA掛川市、JA遠州夢咲の広報誌」掲載	

5 各種届出の状況

(令和7年度)

種 別	内 容	件 数
計		4,243
防火管理関係	防火管理者選任（解任）届	197
	消防計画作成（変更）届	243
	自衛消防組織設置（変更）届	3
	防火対象物点検結果報告書	87
	消防訓練実施計画書	688
消防用設備関係	工事整備対象設備等着工届	84
	消防用設備等設置届	266
	消防用設備等点検結果報告書	1,399
条例関係	少量危険物貯蔵取扱届	15
	指定可燃物貯蔵取扱届	4
	炉、かまど、乾燥設備、厨房設備、給湯湯沸設備設置届	12
	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為の届出	482
	煙火の打ち上げ、仕掛けの届	7
	防火対象物使用開始届	46
	ボイラー設置届	9
	発電設備設置届	9
	蓄電池設備設置届	8
	変電設備設置届	24
	催物開催届・露店等の開設届出書	106
その他	建築確認	115
	液化石油ガス設備工事届・圧縮アセチレン、液化石油ガス貯蔵取扱届	24
	改善計画報告書の届	197
	道路工事届出書	183
	上記に該当しないもの	35

防火管理

1 防火管理者制度

防火管理者 の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画の作成 ・ 消防計画に基づく消火、避難及び通報の訓練の実施 ・ 火気の使用又は取り扱いに関する監督 ・ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ・ 収容人員の管理 ・ その他防火管理上必要な業務
--------------	--

2 防火管理者を必要とする対象物数

防火対象物の区分	対象物数 (棟)
計	1,683
劇場・映画館・観覧場	5
公会堂・集会場	36
キャバレー・ナイトクラブ	3
遊技場・ダンスホール	8
性風俗関連特殊営業店舗等	
カラオケボックス・その他	3
待合・料理店	
飲食店等	108
百貨店・マーケット等	190
旅館・ホテル・宿泊所	32
寄宿舎・共同住宅	123
病院・診療所	27
老人・児童福祉施設	120
幼稚園・養護学校	8
小・中・高等学校・大学・各種学校	81
図書館・美術館	14
蒸気・熱気浴場・公衆浴場等	1
車両の停車場	
神社・寺院・教会	60
工場・作業場	240
自動車車庫又は駐車場	12
倉庫	171
各項に該当しない事業場	268
特定防火対象物の存する複合用途対象物	151
その他の複合用途対象物	16
文化財等	6

3 甲種防火管理再講習実施状況

年度	担当消防本部	修了人数
5	掛川市消防本部	14
6	御前崎市消防本部	15
7	菊川市消防本部	13

※ 新規講習は、令和6年度から一般財団法人 日本防火・防災協会により実施されています。

※ 再講習は（掛川市・菊川市・御前崎市）3消防本部合同で実施されています。

立入検査

1 防火対象物数及び査察実施状況

項	防火対象物の区分		対象物数	査察実施数
計			5,640	740
1	イ	劇場・映画館・観覧場	5	2
	ロ	公会堂・集会場	157	9
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	3	
	ロ	遊技場・ダンスホール	9	2
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等		
	ニ	カラオケボックス・その他	3	
3	イ	待合・料理店		
	ロ	飲食店等	352	52
4	百貨店・マーケット等		273	26
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	42	12
	ロ	寄宿舎・共同住宅	1,357	179
6	イ	病院・診療所	96	30
	ロ	養護老人ホーム・共同生活介護施設等	46	7
	ハ	老人通所施設・保育園等	146	31
	ニ	幼稚園・養護学校	8	
7	小・中・高等学校・大学・各種学校		84	
8	図書館・美術館		15	2
9	イ	蒸気・熱気浴場		
	ロ	一般の公衆浴場	2	1
10	車両の停車場		5	1
11	神社・寺院・教会		88	1
12	イ	工場・作業場	1,242	147
	ロ	映画・テレビ・スタジオ		
13	イ	自動車車庫又は駐車場	53	12
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14	倉庫		728	119
15	前各項に該当しない事業場		582	77
16	イ	特定防火対象物の存する複合用途対象物	253	27
	ロ	その他の複合用途対象物	83	3
16の2	地下街			
17	文化財等		8	
18	アーケード			
19	市長村長が指定する山林			
20	自治省令で定める舟車			

2 防火対象物違反処理件数

(令和7年度)

区 分	指摘件数	改善件数
合 計	421	421
劇場・映画館・観覧場	2	2
公会堂・集会場	8	8
遊技場・ダンスホール	1	1
飲食店等	34	34
百貨店・マーケット等	20	20
旅館・ホテル・宿泊所	12	12
寄宿舍・共同住宅	59	59
病院・診療所	18	18
老人・児童福祉施設	23	23
図書館・博物館・美術館	1	1
一般の公衆浴場	1	1
工場・作業場	82	82
自動車車庫又は駐車場	10	10
倉 庫	73	73
前各項に該当しない事業場	43	43
特定防火対象物の存する複合用途対象物	25	25
その他の複合用途対象物	3	3
小 計	415	415
危険物製造所		
危険物貯蔵所	6	6
危険物取扱所		
少量移動タンク		
小 計	6	6

3 定期点検報告制度における対象物状況

(令和8年4月1日現在)

区 分	対象物数	報告数	特例認定
計	102	72	5
特定一階段	11	6	
収容人員300人以上	91	66	5

消防用設備

消防用設備等完成検査実施状況（義務設置分）

（令和7年度）

項別	消防用設備	計	消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	泡消火設備	不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	自動火災報知設備	漏電火災警報器	火災報知設備	非常警報設備	避難器具	誘導灯及び誘導標識	消防用水	連結送水管	非常コンセント設備	パッケージ型消火設備	
			計	24	7	4				5	5		70	1	6	5	3	27	1	1	1	2
1	イ	2										2										
2	イ	1										1										
	ハニ	2										1				1						
3	イ	3	1									1					1					
4		8	1		2				1			2			1		1					
5	イ	6	1		1							2		1	1							
	ロ	16	4						1			5				2	2		1	1		
6	イ	6	2									2					2					
	ロ	9	1		1							1		5			1					
	ハニ	7	1									4					2					
7		2		1							1											
8																						
9	イ																					
	ロ																					
10																						
11		5	1										1		1	1	1					
12	イ	45	4	2					3	3		26					5					2
	ロ																					
13	イ	2	1									1										
	ロ																					
14		21	3	2						2		10					3	1				
15		5		2								2					1					
16	イ	21	4									8			2		7					
	ロ																					
17		1										1										

3階以上建築物

本市には現在、3階以上の防火対象物（建物）が844棟あります。消防本部では、こうした建築物に対し、消防用設備等の設置と維持管理、防火管理体制の充実強化を図るよう指導しています。

さらに消防計画の実効的な樹立と、これに基づく教育、訓練の励行を期するなど防火管理体制及び人命安全体制の強化推進に努めています。

（令和8年4月1日現在）

防火対象物区分		計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	15階
計		844	580	151	66	12	8	11	5	3	2	1	2	3
1	イ	劇場・映画館												
	ロ	公会堂・集会場	2	2										
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ												
	ロ	遊技場・ダンスホール												
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗												
	ニ	カラオケボックス等												
3	イ	待合・料理店												
	ロ	飲食店等	11	9	1	1								
4		百貨店・マーケット等	11	11										
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	21	3	3	4	1	4	1	1	1		2	
	ロ	寄宿舎・共同住宅	431	284	92	41	3	1	3	1	2	1		3
6	イ	病院・診療所	14	7	2	3	1		1					
	ロ	老人・障害児入所施設	13	11	2									
	ハ	老人デイサービス・幼保園	4	3				1						
	ニ	幼稚園・特別支援学校												
7		小・中・高等学校	43	32	10	1								
8		図書館・美術館	2	1	1									
9	イ	蒸気・熱気浴場												
	ロ	イ以外の公衆浴場												
10		車両の停車場	1	1										
11		寺院・神社・教会												
12	イ	工場・作業場	49	38	7	3	1							
	ロ	映画・テレビ・スタジオ												
13	イ	自動車車庫又は駐車場	3		3									
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫												
14		倉庫	21	17	3	1								
15		前各項に該当しない事業場	87	69	7	4	3	1	1	2				
16	イ	特防の複合用途対象物	93	67	13	4	3	1	4			1		
	ロ	その他の複合対象物	38	25	7	4		1		1				
16の2		地下街												
17		重要文化財等												

15m以上の建築物

本市には現在、15m以上の防火対象物（建物）が204棟あります。消防本部では、こうした建築物に対し、消防用設備等の設置と維持管理、防火管理体制の充実強化を図るよう指導しています。

さらに消防計画の実効的な樹立と、これに基づく教育、訓練の励行を期するなど防火管理体制及び人命安全体制の強化推進に努めています。

（令和8年4月1日現在）

防火対象物区分		計	
計		204	
1	イ	劇場・映画館	2
	ロ	公会堂・集会場	2
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ	
	ロ	遊技場・ダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗	
	ニ	カラオケボックス等	
3	イ	待合・料理店	
	ロ	飲食店等	2
4		百貨店・マーケット等	1
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	14
	ロ	寄宿舎・共同住宅	27
6	イ	病院・診療所	6
	ロ	老人・障害児入所施設	3
	ハ	老人デイサービス・幼保園	
	ニ	幼稚園・特別支援学校	
7		小・中・高等学校	10
8		図書館・美術館	2
9	イ	蒸気・熱気浴場	
	ロ	イ以外の公衆浴場	
10		車両の停車場	1
11		寺院・神社・教会	3
12	イ	工場・作業場	45
	ロ	映画・テレビ・スタジオ	
13	イ	自動車車庫又は駐車場	3
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
14		倉庫	23
15		前各項に該当しない事業場	29
16	イ	特防の複合用途対象物	21
	ロ	その他の複合対象物	9
16の2		地下街	
17		重要文化財等	1

建築物の防火指導

1 建築同意の状況

(令和7年度)

計	同意件数	不同意件数	通知処理件数 (17条関係)
115	115		56

2 工事別同意件数

(令和7年度)

種	月												
	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計	115	9	7	8	10	10	13	6	9	10	8	8	17
新築	90	9	6	7	8	9	13	6	8	5	5	5	9
増築	24		1	1	2	1			1	4	3	3	8
移転	1									1			
改築													
修繕													
模様替													
用途変更													
その他													

3 用途別同意件数

(令和7年度)

工事	月												
	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計	115	9	7	8	10	10	13	6	9	10	8	8	17
法17条関係	56	7	5	3	5	3	4	2	4	4	7	4	8
専用住宅	20	1		4	2	2	3	1		3	1	1	2
併用住宅	1												1
その他	38	1	2	1	3	5	6	3	5	3		3	6

危険物の規制・指導

危険物災害を未然に防止するため、消防法、危険物の規制に関する政省令の定めるところにより、危険物施設等に対する規制の強化、行政指導の徹底を図っています。危険物取扱者や従業員等に対して保安教育を実施し、危険物の安全管理及び危険物輸送時の安全確保の推進に努めています。

1 危険物製造所等の数量別及び類別設置状況（完成検査済証交付施設）

（令和8年4月1日現在）

区分	製造所等の別	計	製 造 所	貯蔵所							取扱所		
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	第一種販売取扱所
施設数		730	42	168	195	28	65	3	28	22	63	116	
倍数別	5倍以下	199	3	56	36	8	24	3	15	4	7	43	
	5～10倍以下	169	12	47	42	9	11		1	5	7	35	
	10～50倍以下	217	8	27	95	11	19		3	13	19	22	
	50～100倍以下	62	12	12	14		4		6		3	11	
	100～150倍以下	31	4	13	5		2		3		3	1	
	150～200倍以下	22	1	10	3		2				5	1	
	200～1000倍以下	30	2	3			3				19	3	
	1000倍以上												
類別	第1類	3		3									
	第2類	4		4									
	第3類	2		2									
	第4類	668	22	138	193	28	65	3	28	22	63	106	
	第5類	12		11	1								
	第6類	1			1								
	混在	40	20	10								10	

2 危険物製造所等立ち入り検査実施状況

(令和7年度)

製造所等の別 区分		計	製 造 所	貯蔵所						取扱所			
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	第一種販売取扱所
施設数		730	42	168	195	28	65	3	28	22	63	116	
立入検査実施数		226	15	40	68	15	17	1	26	6	12	26	

3 危険物製造所等事務処理実施状況

(令和7年度)

製造所等の別 区分		計	製 造 所	貯蔵所						取扱所			
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	第一種販売取扱所
許可	設置	4		2								2	
	変更	78	26	1	5	3	3		1		7	32	
完成	設置	3	1	1								1	
	変更	73	24	1	6	1	2		1		9	29	
廃止及び転出施設		12			2		2		4	1		3	
仮使用承認申請		67	22	1	5	3	3				6	27	
資料提出等		162	37	6	6	1	16		2		32	62	